

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による令和元年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年1月28日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 行政管理部 管財総務課，技術監理センター，飛行場課
- 2 監査実施日 令和元年11月14日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，行政管理部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する改善意見以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<改善意見>

(1) 管財総務課

公用車運行日誌について，前回の監査にて記載漏れを指摘したところであるが，今回の監査においても改善されていなかった。運行日誌は旅行命令及び復命を兼ねるものであり，小松市職員等の旅費に関する条例第4条並びに同施行規則第3条及び第4条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 飛行場課

行政財産使用料について，前回の監査にて，継続使用許可事案の場合に年度当初に使用

料を請求していなかったため、規定に基づき適正に事務処理されるよう指摘したところであるが、今回の監査においても改善されていなかった。行政財産使用料徴収条例第6条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

9 監査の結果に添える意見

<管財総務課>

- (1) 地籍調査は、土地境界をめぐる紛争を未然に防ぐほか、土地取引の円滑化や土地資産の保全を図るために必要なものである。事業実施にあたっては、公共事業執行部署と連携を図り、長期的な見通しを持って町内会等に対し事業の必要性を啓発するなど、積極的な取り組みに努められたい。
- (2) 出資に関する権利等の公有財産については、各部署で保有し出資から何十年も経過するものも多い。出資の目的や現在価値等、権利の状況を統一的に把握できる体制を整備するなど、総括管理に努められたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 選挙管理委員会事務局
- 2 監査実施日 令和元年11月14日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，行政管理部長ほか関係職員の同席の下，書記長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況及び安全対策の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

選挙は民主主義の根幹であり，民意を政治に反映させることのできる重要かつ基本的な機会である。広報活動においては，若い世代の発想を積極的に取り入れ，若者にとっても選挙がより身近なものとなるよう工夫されたい。